

◎休んでいただく病気と期間

学校保健法で出席停止対象の疾病ならびに出席停止期間が下記のように定められています。当園でもこれに準拠してお休みいただきます。ご了承ください。（令和5年5月改定版）

- ・病名欄に○印、◎印のあるものは登園許可書の提出が必要です。
- ・○印のないものでも園長が必要とした病気は登園許可書の提出をお願いすることがございます。
- ・◎のところは平成25年2月1日より登園許可書の提出が必要になりました。
- ・●のところは平成26年2月13日より登園許可書の提出が必要になりました。
- ・☆のところは令和5年5月8日より登園許可書の提出が必要になりました。

病名	病原体	感染経路	潜伏期間	出席停止期間	備考
○麻疹（はしか）	麻疹ウイルス	飛沫感染 空気接触 接触感染	8～12日	解熱後3日	
○風疹	風疹ウイルス	飛沫感染 接触感染	16～18日	発疹の消失	
○水痘（みずぼうそう）	水痘ウイルス	飛沫感染 空気感染 接触感染	14～16日	発疹の痂皮化	
○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ムンプスウイルス	飛沫感染 接触感染	16～18日	腫脹発現後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで	
○咽頭結膜炎（プール熱）	アデノウイルス（主に3型）	飛沫感染 接触感染 特にプール	2～14日	主症状消失後2日	
○流行性角結膜炎	アデノウイルス（主に8型）	接触感染 飛沫感染	2日～14日	症状が消失してから	
○急性出血性結膜炎	エンテロウイルス（70型）	接触感染 飛沫感染 経口（糞口） 感染	1～3日	医師の判断	
○百日咳	百日咳菌	飛沫感染	7～10日	特有な咳が消失し、全身状態が良好になるまで	抗菌剤を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う
○結核	結核菌	飛沫感染 空気感染	6か月～2年 一様でない	医師の判断	感染の恐れがないと認めるまで
○腸管出血性大腸菌感染症	ベロ毒素産生性大腸菌	経口感染	3～4日	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで	
●髓膜炎菌性髓膜炎	髓膜炎菌	飛沫感染 接触感染	1～14日	医師の判断	感染の恐れがないと認めるまで
○インフルエンザ	インフルエンザウイルス	飛沫感染 接触感染	1～4日	発症後5日を経過しあつて解熱後2日を経過するまで (幼児にあたっては3日を経過するまで)	
○溶連菌感染症（A群溶連菌感染症）	A型溶連菌	飛沫感染 接触感染	2～5日	抗菌薬内服後24～48時間後	治療の継続が必要
○手足口病	・コクサッキーワイルス ・エンテロウイルス	飛沫感染 時に経口	3～6日	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで	
○ヘルパンギーク	コクサッキーA群ウイルス	飛沫感染 経口（糞口）	3～6日	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで	

		感染) 接触感染			
○マイコプラズマ肺炎	マイコプラズマ	飛沫感染	3~6日	発熱や激しい咳が治まるまで	急盛期すぎれば登園可
○感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)	ロタウイルス 小型球形ウイルス (ノロ・アデノウイルス)	経口(糞口) 感染 接触感染 食品媒介感染	1~3日 (ロタ) 12~48時間 (ノロ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで	『お腹の風邪』ともいわれる
◎RSウイルス	RSウイルス	飛沫感染 接触感染	4~6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで	
◎帯状疱疹	水痘・帯状疱疹ウイルスの再活	接触感染	不定	全ての発疹が痂皮化するまで	
○伝染性紅斑(リンゴ病)	ヒトパルボウイルス	飛沫感染	4~14日	全身状態が良くなるまで	
◎突発性発疹	ヒトヘルペスウイルス6・7型	飛沫感染 経口感染 接触感染	約10日	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良くなるまで	
○サルモネラ感染症	サルモネラ菌	飲食物 経口感染 食中毒	72時間	医師の判断	サルモネラ菌陰性で集団生活可能の診断書必要
○アタマジラミ	アタマジラミ	接触感染	10~14日	原則は休んで駆除	駆除を開始していること
○ウイルス性肝炎(A型)	A型肝炎ウイルス	食品媒介感染 糞口感染	15~50日	肝機能が正常化するまで	集団発生しやすい黄疸
とびひ 伝染性膿瘍	黄色ブドウ球菌 溶血連鎖球菌	接触感染	2~10日	医師の判断 皮膚が乾燥しているか　浸潤部位が被覆出来る程度のもの	広範囲になりやすいプール禁止
単純ヘルペス感染症	単純ヘルペスウイルス	接触感染	2日~2週間	発熱がなくよだれが止まり普通の食事が出来ること	歯肉口内炎 口周囲の水痘
B型肝炎	B型肝炎ウイルス	母子垂直感染 父子や集団生活での水平感染	B型感染ウイルスが検出される期間	症状が消失し全身状態が良いこと キャリア・慢性肝炎の場合は登園に制限はない	一般に血液浸出液が直接皮膚や粘膜に触れることは感染症のリスクは高い
ギョウ虫症	ギョウ虫	食品媒介感染	不定	停止の必要なし	要治療(医師の判断による)
伝染性軟属腫(水いぼ)	伝染性軟属腫ウイルス	接触感染	2~7週間 (~6か月)	停止の必要なし	大きいものや炎症を起こしているものは要治療(医師の判断による)
☆新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス	飛沫感染 空気接触 接触感染	4~14日程度	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検体を採取した日から5日を経過するまで

・学校保健法の改定に伴い、当園でも新型コロナウイルス感染症の登園証明書が必要になりました。

・こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂により、当園が準拠する感染症の種類が増えました。